

日本馬術連盟障害馬術コースデザイナー規程

(目的)

第1条 本規程は、当連盟の個人普通会員が主催競技会および公認競技会における障害馬術コースデザイナーとして従事するための基礎養成を行うこと、及び障害コースデザイナーとしての任務を明確にすることを目的とする。

(資格委員会)

第2条 本連盟は、資格委員会を設置し、障害馬術コースデザイナーの基礎養成を行うため本規程を制定し、規程の改廃及び講習会を開催する。

(種別)

第3条 当連盟が認定する障害馬術コースデザイナーの種別は下記の通りとする。

- ① S級コースデザイナー
- ② 1級コースデザイナー
- ③ 2級コースデザイナー

(障害コースデザイナー養成講習会)

第4条 別に定める障害馬術コースデザイナー養成講習会開催内規により実施される講習会を当連盟が認定するコースデザイナー養成講習会（以下、コースデザイナー講習会という）と称す。

(登録)

第5条 コースデザイナー講習会を受講し検定試験に合格した者は、合格通知を受けた日から概ね1ヶ月以内に申請の手続きを行うものとする。なお、合格通知の発行後、3ヶ月を経過しても登録申請がない場合は、検定試験の合格を無効とする。

(障害コースデザイナーの養成)

第6条 障害コースデザイナーの養成は、コースデザイナー講習会の開催をもって行うこととし、コースデザイナー講習会開催内規に則り実施する。

(有効期間)

第7条 資格の有効期間は、新規登録日から3年経過後の当該年度末とし、以後、3年毎に更新手続きにより資格が有効となるものとする。

(更新)

第8条 資格の有効期間内に1回以上コースデザイナー講習会を受講し、有効期間が満了となる年度に登録の更新申請の手続きを行うものとする。

(資格の昇格)

第9条 現有資格から上位資格に昇格するには、別に定める昇格要件を満たさなければならない。ただし、障害馬術本部が推薦し資格委員会が特に認めた者についてはこの限りではない。

(昇格の手続き)

第 10 条 昇格のための試験に合格した者は、合格通知を受けた日から概ね 1 ヶ月以内に資格昇格の申請手続きを行うものとする。なお、合格通知の発行後、3 ヶ月を経過しても申請がない場合は、検定試験の合格を無効とする。

(資格の失効)

第 11 条 次の各号の何れかに該当する場合は、資格を失効する。

- ①当連盟の会員でなくなったとき。
- ②有効期間内にコースデザイナー講習会を受講の上、更新手続きを行わなかったとき。
- ③本人より資格の取り消しの申し出があったとき。
- ④定年で退任となったとき。

(登録手続き)

第 12 条 登録手続きは、別に定める様式により合格通知或いは受講証の写しと規定の登録料を添えて当連盟事務局に申請手続きを行うものとする。

(登録料)

第 13 条 登録料は、別表 1 に定める。

(資格取得の条件)

第 14 条 18 歳以上の本連盟個人普通会員で、3 級審判員資格取得者とする。

(資格の定年)

第 15 条 75 歳となる当該年の末日をもって定年とし退任とする。なお、75 歳となった当該年後に有効期間がある場合については消失するものとし、登録料の返金はしない。

(資格の復活)

第 16 条 資格を消失した者については、障害馬術コースデザイナー講習会を受講し、該当する区分の試験を受験し合格することにより失効した資格を復活することができる。

(復活手続き)

第 17 条 復活の手続きは、別に定める様式により合格通知の写しと所定の登録料及び復活手数料を添えて当連盟に申請手続きを行うものとする。なお、有効期間は、復活の登録手続きを行った日を起点とし本規程第 5 条を適用する。

(講習会受講の免除)

第 18 条 以下の要件を満たす者については、更新講習会の受講を免除する。

- ①講習会ディレクターリストにある者で、資格の有効期間内にコースデザイナー講習会の講師を務めた者
- ②国際コースデザイナー資格を有する者

(国際障害馬術コースデザイナー)

第 19 条 国際障害馬術コースデザイナー資格者の養成については、障害馬術本部が S 級コースデザイナー資格者の中より選定し講習会の受講申し込みを当連盟事務局より行うものとする。

(障害馬術コースデザイナーの任務)

第 20 条 障害馬術コースデザイナーの任務は下記の通りとする。

- ・ 障害馬術コースデザイナーは、技術代表が任命されている場合は技術代表に対し、また任命されていない場合は審判長に対して、コースの設計、障害の構築、コースの測定の責任を負う。
- ・ 当連盟の主催競技会及び公認競技会の担当障害馬術コースデザイナーは、障害馬術本部が定める条件に則って職務に就くことができる。

(資格付与基準)

第 21 条 障害馬術コースデザイナーの資格付与基準は、別表 2 に定める。

(オフィシャルバッジ)

第 22 条 本連盟が認定するコースデザイナー資格者であることを証するためオフィシャルバッジを交付する。

- 2 バッジの種類は下記の通りとし、資格を取得し所定の料金を納入した者に交付する。
 - ・ S 級及び 1 級コースデザイナー 紺
 - ・ 2 級コースデザイナー 緑
- 3 バッジの料金は、2,000 円 (送料・消費税込) とする。
- 4 バッジは、主催競技会および公認競技会においてコースデザイナーの任務に就く場合に限り着用できるものとする。資格者であっても当該競技会でコースデザイナーの任務に従事しない場合は着用してはならない。

附則 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行し適用する。
なお、平成 17 年 4 月 1 日時点で 75 歳以上のコースデザイナー資格者については、この規程の第 19 条適用により退任となる。

附則 この規程は、平成 17 年 11 月 15 日から施行し適用する。
第 29 条

附則 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し適用する。
第 18 条

附則 この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
保留制度廃止、復活期限撤廃

附則 この規程は、平成 21 年 12 月 17 日から施行する。
第 3 条、第 9 条、第 11 条、第 14 条、第 18 条、第 19 条、第 22 条、別表 2 付与基準

附則 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
別表 2

別表 1

障害馬術コースデザイナー登録料

S 級コースデザイナー	15,000 円/3 年
1 級コースデザイナー	15,000 円/3 年
2 級コースデザイナー	9,000 円/3 年

復活にかかる費用

コースデザイナー登録料	S 級コースデザイナー	15,000 円/3 年
	1 級コースデザイナー	15,000 円/3 年
	2 級コースデザイナー	9,000 円/3 年

オフィシャルバッジ

S 級コースデザイナー	2,000 円
1 級コースデザイナー	2,000 円
2 級コースデザイナー	2,000 円

別表 2

障害馬術コースデザイナー資格付与基準

級	改正規程による取得（昇格）基準	活動の範囲
S	1 級コースデザイナー取得後、主催・公認競技会のコースデザイナーを 3 競技会以上経験し、 <u>実績を鑑み、障害馬術本部および資格委員会が認めた者。</u>	* 制限なし (ただし、公認競技会コースデザイナーへのリストアップは障害馬術本部が別途定める)
1	次の何れかの要件を満たす者 ①2 級コースデザイナー資格取得後、1 年間に主催・公認競技会のアシスタントコースデザイナーを 2 競技会以上経験した者で、講習会を受講して試験に合格した者。 ②2 級コースデザイナー資格取得後、障害馬術本部が認める実務研修を 1 年間に 3 回以上経験し、講習会を受講して試験に合格した者。	* 公認競技会カテゴリー★★および★の競技会のコースデザイナーに就くことができる。 (ただし、公認競技会コースデザイナーへのリストアップは障害馬術本部が別途定める) * すべてのアシスタントコースデザイナー
2	18 歳以上で日本馬術連盟の会員、かつ、審判員資格 3 級以上の資格を有し、講習会を受講して試験に合格した者。	* 公認競技会のアシスタントコースデザイナー